正　誤　表

『〔五訂版〕**国際取引の消費税ＱＡ**』（平成 27 年９月 10 日発行）中、下記の誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

また、追加の修正事項は随時当社のホームページ（http://www.zeiken.co.jp　「書籍」をクリック）にてお知らせ致します。

税務研究会出版局

ページ	誤	正
340 頁 下から ７行目	……つまり、源泉所得税の課税標準額に源泉所得税を加算した金額となり、その８％相当額が仮受消費税等の額となります。	……つまり、賞品の評価金額に企業が追加負担する源泉所得税を加算した金額となり、その８％相当額が仮受消費税等の額となります。
341 頁 上から １行目	消費税の課税標準 1,000,000 円＋256,597 円＝1,256,597 円 仮受消費税等 1,256,597 円×0.08＝100,527 円 （仕訳） （借方）広告宣伝費（課）1,000,000 広告宣伝費（不）1,000,000 広告宣伝費（課）　256,597 仮払消費税等②　100,527 （貸方）製品（不）　2,000,000 源泉預り金　256,597 仮受消費税等②100,527	消費税の課税標準 1,500,000 円＋256,597 円＝1,756,597 円 仮受消費税等 1,756,597 円×0.08＝140,527 円 （仕訳） （借方）広告宣伝費（課）1,500,000 広告宣伝費（不）　500,000 広告宣伝費（課）　256,597 仮払消費税等②　140,527 （貸方）製品（不）　2,000,000 源泉預り金　256,597 仮受消費税等②140,527

（アンダーラインが訂正箇所）

（H28.1.26）